

## 4

# 地域から世界を考え 地球環境の保全に取り組む

## (1) 地球温暖化対策を推進する

### ■ 現状と課題

現在では全地球上のあらゆる場所で地球温暖化の影響が見られるようになりますが、本市の長期的な気温の変化についても、過去の気温変動を見ると、わずかながら上昇傾向にあり、地球温暖化の影響が生じ始めている可能性を否定できない状況にあります。

このため、地球温暖化対策に取り組む必要があります。本市全域から排出される温室効果ガスの総排出量は、1990年時点での464千t-CO<sub>2</sub>/年と算定されます。地球温暖化対策としては、身近に実行できる省資源・省エネルギー活動のほかに、本市に特徴的な森林整備による二酸化炭素吸収源対策が期待されます。

### ■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



### ■ 施策の内容

#### 4-1-1 温室効果ガス排出量の削減

- 村上市地球温暖化対策実行計画に基づいて、市全体及び行政の事業により発生する温室効果ガスの排出量削減を推進します。
- 市街地間の移動に関しては、公共交通機関の優先的な利用を促進とともに、ノーマイカーデーの実施について検討を行います。
- 公用車の導入・更新にあたっては、ハイブリッド自動車等の温室効果ガス排出量の少ない車種を選定します。

#### 4-1-2 省エネルギー・新エネルギー対策の推進

- 節電やエコドライブなど、日常生活や事業活動の中で身近に実行できる省エネルギー・省資源の事例を紹介し、その取り組みを支援します。
  - 風力・太陽光発電などの新エネルギーの普及を図るため、国・県・市による支援制度や導入メリットなどの情報提供を行うとともに、公共施設において率先的な導入を図ります。
  - 自然環境への負荷の軽減や省エネルギー・新エネルギーの導入に積極的に取り組んでいる事業所・団体の取り組み事例を広報やホームページを通じて広く紹介します。
  - 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21）の認証を取得した事業者の増加を促進するため、本市内事業者への周知を図ります。
  - 農業廃棄物（稲わら、もみ殻、畜糞等）や食品残渣等のバイオマスを利用した新エネルギーの導入を推進します。
  - おがくずや間伐材等を利用してチップボイラーやペレットストーブの導入に関して検討を行います。
  - 地域特性を活かした再生可能エネルギーなど、先端的環境技術の導入によるグリーン・イノベーション（※）の実現を目指します。
- ※グリーン・イノベーション：低炭素社会の実現を目指し、環境関連技術を活用した産業戦略

#### 4-1-3 二酸化炭素吸収源対策の推進

- 森林の持つ二酸化炭素吸収源機能の周知を図るとともに、適正な森林整備を推進します。
- カーボンオフセット事業の導入に関して検討を行います。

### ■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
温室効果ガスの年間総排出量	463.2千t-CO <sub>2</sub> （平成2年：1990年）	435.4千t-CO <sub>2</sub> （平成32年：2020年）
公用車の低公害車導入台数	53台（平成21年度）	150台（平成32年度）

## （2）オゾン層の保護と酸性雨対策を推進する

### ■ 現状と課題

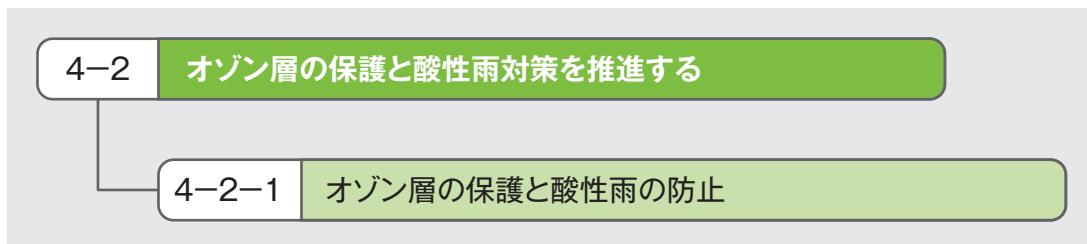
全世界的にフロンガスの使用が禁止されたことから、オゾン層の破壊が停止した兆候が見られますが、回復までにはまだ半世紀を要するであろうと言われてい

ます。

酸性雨に関しても、国内からの原因物質（硫黄酸化物：SO<sub>x</sub>、窒素酸化物：NO<sub>x</sub>）の排出量はかなり減少したといわれていますが、まだ改善の余地があります。また、環日本海諸国などの海外からの発生量も多いと考えられ、日本への影響が懸念されます。

このため、オゾン層の保護と酸性雨の防止に注意を払い、特に酸性雨の防止に関する大気汚染の防止とともに取り組んでいくことが重要です。

## ■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



## ■ 施策の内容

### 4-2-1 オゾン層の保護と酸性雨の防止

- オゾンホールや酸性雨発生に関する最新情報を収集・開示することにより、市民の意識啓発に努めます。
- フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づいて、業務用冷凍空調機器、冷蔵庫、エアコン、自動車などの適正処理に関して啓発を行います。
- 酸性雨の発生防止を目的として、原因物質の排出抑制に関して啓発を行います。

## (3) ごみによる海洋汚染防止を推進する

## ■ 現状と課題

本市の沿岸部では、対馬海流により運ばれたごみが海岸線のいたるところで打ち上げられています。漂着するごみは、海外からの漂流物に混じり、その半数以上が日本国内から漂流したものと推測されています。

このため、本市内からの漂着ごみの発生を抑止するとともに、環日本海諸国へのごみの海洋投棄防止に向けた呼びかけについても検討します。海岸漂着ごみの問題に関しては、一般的には生活環境の保全の観点から論じられますが、環境保全に関する海外との協力について市民の立場から比較的実感のある課題であることから、本計画では、地球環境問題として扱います。

## ■ 施策の体系（個別目標と施策方針）

4-3 ごみによる海洋汚染防止を推進する

4-3-1 海岸漂着ごみ対策の推進

## ■ 施策の内容

### 4-3-1 海岸漂着ごみ対策の推進

- 河川及び海岸へのごみの不法投棄を撲滅することにより、本市内からのごみの排出と漂流を防止します。
- 国籍不明の海岸漂着物等による危険を回避するため、日本海側他市町村との情報交換や日本海沿岸諸国からの情報収集に努めるとともに、発見時の関係機関への迅速な報告と市民への的確な情報伝達を実施します。
- 國際的な取り組みの一環として、海外の日本海沿岸諸市へ向けた海岸漂着ごみ対策を含めた海洋汚染防止のメッセージを発信します。